

大阪マイル画面広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、大阪マイル画面上に広告を掲載する場合に必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第2条 広告の掲載位置及び掲載順序は、戦略推進室長が指定するものとする。

(広告の大きさ、枠数及び掲載料金)

第3条 広告の大きさ、枠数及び掲載料金は、別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1週間から1月の間で戦略推進室長が決定する。

(広告の募集及び申込み)

第5条 広告の募集は、随時行うものとし、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、大阪マイル画面広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付して戦略推進室長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 戦略推進室長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告の掲載の可否について疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、広告掲載審査委員会を開催する。
- 3 戦略推進室長は、広告の掲載の可否について決定を行った場合は、その結果を大阪マイル画面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、戦略推進室長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

- 2 戦略推進室長は、第1項の広告掲載料について、広告主から大阪マイル画面広告掲載料金免除申請書（様式第3号）の提出があり、次の各号に定める特別の理由があると認めるときは、掲載料金の一部又は全額を免除することができる。
 - (1) 大阪マイル事業における特典の提供があったとき。
 - (2) その他大阪コロナ追跡システムに対して特別な協力があったと認められるとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は、戦略推進室長が指定する方法により広告主の負担で作成し、戦略推

進室長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。なお、府の事由による決定の取消しの場合を除き、既に納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 戦略推進室長は、次の各号に定める行為等が判明したときは、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 府の指示、監督に従わないとき。
- (2) 府の信用を傷つける行為があったとき。
- (3) 広告主または広告内容が不適切と認めたとき。
- (4) 申請後に基準を満たさなくなった場合。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載の取扱いについて必要な事項は、戦略推進室長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

大阪マイル画面広告掲載申込書

年 月 日

大阪府スマートシティ戦略部
戦略推進室長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
担当者職・氏名

大阪マイル画面広告掲載要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込むとともに、別紙「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」を提出します。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 内 容（リンク先等）	（内容が分かる事項を記載）
業 種	
添 付 書 類 （※）	
備考	

※ 会社パンフレット等、事業内容がわかるものを添付すること

要件確認申立書

大阪マイル画面広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づき、広告掲載を申込むに当たり、要領の内容を理解し、大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）第2各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、基準第2各号のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合、大阪府の判断により、一方的に広告掲載を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- 2 消費者金融・高利貸しに係るもの
- 3 たばこに係るもの
- 4 ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- 5 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- 6 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- 7 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- 8 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

暴力団等審査情報

大阪マイル画面広告掲載要領に基づき、広告掲載を申し込むに当たり、大阪府広告事業掲載基準第2第8号に該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、本書面を提出するとともに、府警察本部へ提供することに同意します。

(ふりがな) ()
代表者氏名：
生年月日(和暦)： 年 月 日
性 別：
所 在 地：

《法人の場合：役員情報》 (読み仮名) () 役員等氏名： 生年月日(和暦)： 年 月 日 性 別： 所 在 地：
(読み仮名) () 役員等氏名： 生年月日(和暦)： 年 月 日 性 別： 所 在 地：
(読み仮名) () 役員等氏名： 生年月日(和暦)： 年 月 日 性 別： 所 在 地：
(読み仮名) () 役員等氏名： 生年月日(和暦)： 年 月 日 性 別： 所 在 地：

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

様式第2号（第6条関係）＜掲載決定の場合＞

地戦第 号
年 月 日

様

大阪府スマートシティ戦略部
戦略推進室長

大阪マイル画面広告掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みのあった大阪マイル画面への広告掲載の件につきましては、
下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

次のとおり広告を掲載する。

掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広告内容（リンク先）	
広 告 掲 載 料	円／週
備考	

問合せ先

大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室
地域戦略推進課地域DXグループ

様式第2号（第6条関係）＜不掲載決定の場合＞

地戦第 号
年 月 日

様

大阪府スマートシティ戦略部
戦略推進室長

大阪マイル画面広告不掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みのあった大阪マイル画面への広告掲載の件につきましては、
下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

◇以下の理由により掲載しないこととする。

不掲載の理由

問合せ先

大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室
地域戦略推進課地域DXグループ

様式第3号（第7条関係）

大阪マイル画面広告掲載料金免除申請書

年 月 日

戦略推進室長 様

（申請者）

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

電話番号

担当者職・氏名

大阪マイル画面広告掲載要領第7条第2項の規定により、下記のとおり大阪マイル画面広告掲載料金免除を申請します。

なお、申請に当たっては、大阪マイル画面広告掲載要領を遵守することを誓約します。

記

掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免除申請理由	(免除を希望する理由を具体的に記入し、理由を証する書類(特典の詳細等)を添付すること。)